

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する等の条例
主管課	ブランド戦略課（財政課、情報政策課）
根拠法令等	卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号、平成30年6月22日公布、公布日ほか施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 背景</p> <p>卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）により、地方卸売市場制度が次のとおり改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方卸売市場の開設が「許可制」から「認定制」に ○卸売業者に対する許可制の廃止 ○地方卸売市場の面積要件撤廃 ○「県卸売市場審議会」「県卸売市場整備計画」に係る規定の廃止 <p>2 廃止・改正する条例</p> <p>上記を踏まえ、次の条例を廃止・改正</p> <p>① 愛媛県卸売市場条例</p> <p>廃止</p> <p>（理由）</p> <p>認定事務等について改正卸売市場法及び改正卸売市場法施行規則（農林水産省令）で記載し尽くされている等のため</p> <p>② 愛媛県手数料条例</p> <p>地方卸売市場認定申請手数料（6,000円）を徴収するよう一部改正</p> <p>（理由）</p> <p>廃止する愛媛県卸売市場条例において、地方卸売市場開設許可申請手数料及び地方卸売市場卸売業務許可申請手数料（各6,000円）を徴収しており、引き続き、認定申請に係る手数料を徴収するため</p> <p>③ 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</p> <p>引用している愛媛県卸売市場条例を削除するよう一部改正</p>	
施行日	令和元年12月21日（愛媛県手数料条例の一部改正） 令和2年6月21日（愛媛県卸売市場条例の廃止、愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）
<p>【その他参考事項】</p>	